

眉山公園における民間活力導入可能性調査業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

眉山公園の再整備にあたり、民間活力導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）の内容並びに本業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本業務は、徳島市のランドマーク「眉山」に設置している眉山公園を再整備するにあたり、「眉山活性化基本方針」を踏まえた、施設に求められる目的・機能、施設計画の条件等を整理し、施設の基本的な計画内容を取りまとめるとともに、整備・運営に関して民間活力を導入する場合の事業スキームについて、効果及び課題等を整理し、民間活力導入による事業の実施可能性について評価することを目的とする。眉山公園における民間活力導入可能性調査業務委託の実施にむけて、受託候補者の能力、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

1 業務名

眉山公園における民間活力導入可能性調査業務

2 業務内容

別添「眉山公園における民間活力導入可能性調査業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 予算概要等

提案価格上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

第3 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市 都市建設部 公園緑地課 企画担当（徳島市役所 本庁舎 4階）

電話 088-621-5301

FAX 088-621-5273

電子メール koen_ryokuchi@city-tokushima.i-tokushima.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、本業務に関する十分な知識と技術を有し、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 徳島市の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登載された者であること。
※未登録業者が参加する場合は、納税証明書、登記事項証明書、財務諸表、貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書等を提出すること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募開始の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市の建設業者指名停止等設置要綱又は物品の購入契約等に係る指名停止措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者であること。
- 4 公募開始の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- 6 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）において、国・地方公共団体が発注した本業務に類似した業務を完了した実績を有していること。
- 7 本業務にあたる従事者を確保し、確実に履行できること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 会社概要調書（様式は任意）
- イ 参加表明書（様式第2号）
- ウ 類似業務実績調書（様式第3号）
 - ・業務名、業務概要、委託者、契約金額、履行期間を記載し、その契約書の写し又は策定した計画書等を添付すること。
 - ・記載する業務実績は、国又は地方公共団体が発注した民間活力導入可能性調査とし、最大5件とする。
- エ 業務履行体制表（様式第4号）
 - ・業務従事者調書と対応すること。
 - ・当該業務に関連する保有資格については、その資格を保有していることを証明する書類等を添付すること。
 - ・協力又は連携企業がある場合は明記し、当該企業の会社概要書を添付すること。
- オ 業務従事者調書（様式第5号）
 - ・記載した内容の類似業務に携わった実績を確認できる書類等を添付すること。
- カ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

- (2) 提出期限 令和8年5月29日（金曜日） 17時00分
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

徳島市は、第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年6月2日（火曜日）までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由についての説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年6月10日（水曜日） 17時

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

(3) 市長は(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 企画提案書等作成の基本事項

企画提案は、仕様書及び第8に定める評価基準を踏まえ提案すること。本業務における取組方法等について提案を求めるもので、業務内容についての具体的な検討結果や成果品の一部について提示を求めるものではない。

業務に係る作業は、契約締結後に発注者と協議の上、開始するものである。

2 提出書類

(1) 企画提案書（様式第7号）

企画提案書に次の書類を添付すること。

ア 実施方針（様式第8号）

・業務内容や工程、スケジュール及び業務の配慮事項をまとめること。

イ 特定テーマ1（様式第9号）

・サウンディング型市場調査等の具体的な方法や考え方について、説明すること。

・眉山公園での官民連携事業に興味を持つ民間事業者の発掘と増加を図るための具体的な手法について、説明すること。

ウ 特定テーマ2（様式第10号）

- ・現時点で想定しうる官民連携事業及び事業スキームの選定方法について、説明すること。
- ・選定した事業手法の合理性が、第三者に理解しやすい工夫について、説明すること。

エ 特定テーマ3 (様式第11号)

- ・本事業後に眉山公園の再整備・運営までの展望について、説明すること
- ・本事業で特に留意するリスクとその対応策について

オ 見積書 (提案価格/様式自由)

- ・項目ごとの内訳、単価、工数等を詳細に記入し、統括表を作成すること。

※書類ア～オに係る留意事項

- ・いずれも、カラー、モノクロは、問わない。なお、文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。ただし、図表等についてはこの限りでない。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるような、分かりやすい表現とするよう配慮すること。
- ・提出書類は、表紙を付け、1部ごとに綴じること。
- ・様式ごとに見出しを付け、ページ番号(通し番号)を下部中央に記載すること。
- ・様式指定のあるものは、当該様式の指示により作成すること。
- ・正本・副本の表紙には、業務名、企画提案者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し押印すること。
- ・審査用には、所在地、商号又は名称、代表者職氏名等の記入、押印、ロゴマーク等の挿入等、提案者が判別可能となる表記や資料の添付などは一切しないこと。

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年6月17日(水曜日) 17時まで
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

4 提出内容

2に基づき作成した提出書類をA4ファイルに綴じたものを次の区分に応じ、定める部数を提出すること。

- ・正本・副本 各1部
- ・審査用 5部

5 企画提案の著作権の取り扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属するものとする。
- (2) 徳島市は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 徳島市は、企画提案者から提出された企画提案書について、徳島市情報公開条例(平成19年条例第1号)の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報は決定後の公開とする。

第7 質疑応答等

- 1 参加表明及び企画提案書の作成について、質問がある場合は、次のとおり質疑書（様式第1号）を提出すること。なお、質疑がない場合、提出は不要である。
 - (1) 提出書類 質疑書（様式第1号）
 - (2) 提出期限 令和8年6月12日（金曜日） 17時
 - (3) 提出場所 第3に同じ
 - (4) 提出方法 持参、郵送又は電子メールによる。郵送の場合は期限までに必着のこと。電子メールの場合は容量を5メガバイト以内に収めること。なお、電子メールの不達に起因する不利益について、徳島市は責任を負わないものとする。

- 2 提出された質疑に係る回答方法は、徳島市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。

第8 企画提案書の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、眉山公園における民間活力導入可能性調査業務プロポーザル方式選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 評価基準

次の項目について、審査及び評価を行う。

審査項目	評価の視点	配点
業務実績について	様式第3号を基に、主な実績において創意工夫した点や課題の解決方法等の実績について評価する。	5
業務履行体制について	様式第4号及び様式第5号を基に、資格保有者や経験者の配置予定、実施体制にかかる配慮事項、人員配置・体制、及び監理技術者と主たる担当技術者の実績やアピールポイントについて評価する。	10
実施方針について	様式第8号を基に、内容や目的を理解し、適切な実施手順及び工程となっているか、業務の留意事項が明確になっているか評価する。	15
特定テーマ1について	様式第9号を基に、民間意向調査の具体的な方法や考え方、合理性があるか、参加者を増やす手法について評価する。	10
特定テーマ2について	様式第10号を基に、眉山公園の特性を踏まえ、企画提案者が有する知見を反映した、具体的で実現可能な事業スキーム等の提案となっているか評価する。また、それを客観的に説明する工夫が配慮されているか評価する。	30
特定テーマ3について	様式第11号を基に、事業スキームの実現に向けて、本業務後の展望について、具体的な想定が説明されているか、評価する。具体的な特に留意するリスクとその対応策が具体的に検討され、安定的な運営に向けた提案がされているか、評価する。	20
見積金額 (提案価格/様式自由)	・ 評価点の計算式は次のとおり $10 \text{ 点} \times \frac{\text{提案価格上限額} - \text{提案価格}}{\text{提案価格上限額} - \text{最低提案価格}}$ ・ 小数点以下は切り捨て	10

3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーションを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、プレゼンテーション（準備・片付けを含む。）20分程度、ヒアリング10分程度、で合計30分以内とする。

イ パソコン等を用いて提案書の説明を行う場合、プロジェクター及びスクリーンは徳島市で準備する。パソコンなど使用機材は事業者が持参すること。

ウ 公平で客観的な評価を行うため、提案者の説明資料には、企画提案者を特定できるような表記は付さないこと。

エ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に記載されている範囲で行うものとし、説明用パネル・動画等の使用は可とする。また、追加資料の配布・掲示は認めない。

オ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

カ 審査は、企画提案書の提出順に行う。

(2) 出席者

配置予定の監理技術者は必ず出席するものとし、その他2名までの同席を認める。

(3) 実施日時及び場所

令和8年6月下旬 を予定

※日時及び場所については、企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

4 受託候補者の特定

(1) 審査会において、2の評価基準により、各審査項目の合計を審査委員の数で除した評価点を合算し、最も合計評価点数の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

(2) 総評価点が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

(3) 最低基準点は60点とし、全ての企画提案者の総評価点が最低基準点未満の場合は、本選定を中止し、再募集を行う。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を選定したときは、企画提案者全てに対し、速やかに次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 総評価点数

ウ 企画提案者

エ 受託候補者の特定理由

オ 受託候補者にあっては、今後の契約手続きの旨

カ 受託候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知があった日から7日以内までの日の17時

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

(3) 市長は(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を徳島市ホームページに公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 企画提案書ごとの総評価点数（企画提案者名は公表しない）
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査会委員

第9 失格事項

次のいずれかに該当したものは、その者を失格とする。

- ・参加資格要件を満たしていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ・価格提案書に記載された金額が提案価格上限額を超える場合
- ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 契約に関する基本事項

1 契約の手続き

受託候補者と本業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と同様の協議を行う。

2 契約保証金

免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	日時
公募開始（公告日）	令和8年5月11日（月曜日）
参加表明書の提出	令和8年5月29日（金曜日）17時まで
参加資格要件確認結果の通知	令和8年6月2日（火曜日）まで
質疑書の提出	令和8年6月12日（金曜日）17時まで
企画提案書の提出	令和8年6月17日（水曜日）17時まで
ヒアリング・プレゼンテーション	令和8年6月下旬 予定
企画提案書審査結果の通知	令和8年6月下旬 予定
契約締結	令和8年7月上旬予定

第12 その他

- 1 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- 2 参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したもののみなす。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 提出期限以降における参加表明書、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了承を得なければならない。配置予定の技術者について、必要に応じて書類の追加提出を求めることがある。
- 6 本プロポーザルに参加を希望する者又は企画提案者が1者の場合も審査及び評価を実施し、総評価点が最低基準点以上の場合は、受託候補者として本業務契約締結に向けた交渉を行う。
- 7 特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。
- 8 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
- 9 本業務に係る予算の減額、削除等があった場合には、仕様書等を変更し、又は中止することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合であっても、市はその損害について一切負担しない。

- 10 参加表明書提出時点に、徳島市の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登録されている事業者が、受託候補者決定時点および契約締結時点において、徳島市の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登録されていない場合は、納税証明書、登記事項証明書、財務諸表など徳島市が求める必要な書類について提出を求める場合がある。
- 11 受託候補者の選定ののち、徳島市との契約締結までの間に、第4に定める参加資格要件を満たさないような状況となった場合や、提案内容の実現が難しいと判断される場合は、次点者との協議を行う。このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、市はその損害について一切負担しない。